

日本精神神経科診療所協会 入会金・会費減額規程

令和4年6月5日制定

第1条 2022年4月～2024年3月の期間、時限的に正会員、賛助会員A、B、Cの年会費を一律半額に減額し、同期間に新規入会をした正会員、賛助会員Aの入会金も同様に一律半額に減額する。

① 入会金 正会員：15,000円 賛助会員A：7,500円
賛助会員B・C：入会金無し 管理医師交代時：15,000円

② 会費(月額) 正会員：2,000円 賛助会員A：1,000円 賛助会員B：750円
賛助会員C：年間50,000円

第2条 前条の会費は、当該年度末までに本法人に納入しなければならない。

附 則

1.この規程は、2022年4月1日にさかのぼって施行し、2024年3月31日に廃止する。